

犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく厚生労働省の取組

厚生労働省においては、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）のうち、「5 犯罪被害者等のための制度の拡充 等」に基づき、以下の取組を行っている。

I 各種社会保障制度の周知

- 厚生労働省が所管する各種社会保障等制度に関し、関係機関・団体に対し、犯罪被害者等も利用し得ることなどを明記した通知を发出。

【发出した通知】

- ・ 犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて(再周知)
- ・ 犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)並びに一部負担金の減免又は徴収猶予の取扱いについて
- ・ 健康保険及び船員保険における犯罪被害者等に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて
- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金の生活保護制度上の取扱いについて(通知)
- ・ 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や障害年金、遺族年金等の周知等について
- ・ 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について(通知)
- ・ 犯罪被害者等の保護・支援に係る雇用保険制度における適切な対応について
- ・ 犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る介護保険制度における保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減免の取扱いについて

II 令和6年度診療報酬改定における「心理支援加算」の新設

- 令和6年度の診療報酬改定において、犯罪被害等による心的外傷に起因する症状を有する患者に対して適切な介入を推進する観点から、精神科を担当する医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合について、「心理支援加算」を新設し、令和6年6月より施行。